

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設および川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設 ウェブサイト広告掲載に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設および川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設（以下「ウェスタ川越公共施設」という）の財産に民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めることにより、ウェスタ川越公共施設の財産の有効活用、地域経済の活性化及び財源の確保を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第 2 条 ウェスタ川越公共施設の財産のうち民間企業等の広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) ウェスタ川越公共施設のウェブサイト
- (2) その他指定管理者が別に定めるもの

(広告の範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ア 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 粗悪品等広告を掲載することが適当でないと思われられる商品又はサービスの提供に係るもの
 - エ 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化したもの
 - イ 内容が醜悪又は残虐であるもの、猟奇的であるもの等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で露骨若しくはわいせつであるもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はおそれのあるもの
 - オ 他人の名誉若しくは信用を毀損するもの若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの
 - カ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

- キ 第三者の氏名、写真等を無断で使用するもの若しくはプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ク その他社会秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- ア 公の選挙若しくは投票における事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）
 - イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）
 - ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む。）
- (4) 個人又は団体の名刺広告又は意見広告
- ア 個人又は団体の名刺広告
 - イ 個人又は団体の意見広告
 - ウ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの
- (5) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ア 統計、文献、専門用語等の引用又は取引等に関して表示すべき事項を明記しないことにより、実際のもの又は他の事業者のものより著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を提出しない場合を含む）
 - イ 社員、副業、内職、会員等の募集に関するもので、その目的、内容等が不明確であるもの
 - ウ 自己の供給する商品等と競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
 - エ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨し、若しくは保証する記述があるもの
 - オ 射幸心をあおる表示又は表現
 - カ 誇大な表現を含むもの
 - キ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して優れていることを誤認させるもの
 - ク 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認される表現のもの
 - ケ 他人名義の広告
 - コ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返

品条件等が不明確なもの

- サ 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- シ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校でないにもかかわらず、その旨を表示していないもの
- ス ウェスタ川越公共施設が広告を掲載する者（以下「広告主」という）を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの（ウェスタ川越公共施設が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く）
- セ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む）

(6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

- ア 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- イ 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- ウ 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- エ 青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(7) 広告を掲載することが不相当であると指定管理者が認めるもの

- ア 品位を損なう表現のもの
- イ 投機を著しくあおる表現のもの
- ウ 謝罪、釈明等のもの
- エ 尋ね人、養子縁組等のもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (4) ギャンブルに関する業種
- (5) 投機の商品に関する業種
- (6) 占い又は運勢判断に関する業種
- (7) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する探偵業と

される業種及びこれに類する業種

- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止法に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続を開始している事業者
- (11) 各種法令に違反している事業者
- (12) その他、広告を掲載する業種又は業者として適当でないと指定管理者が認めるもの

（広告の規格）

第 4 条 広告の規格、掲載条件等は別表のとおりとする。

（広告の募集）

- 第 5 条 指定管理者は、広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）を募集するときは、ウェスタ川越ウェブサイト等により行うものとする。
- 2 指定管理者は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときは、随時掲載希望者を募集することができる。

（広告掲載の申込み）

- 第 6 条 掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第 1 号）により、メールまたは FAX で指定管理者が指定する期間内に申し込むものとする。
- 2 指定管理者は、前項に規定する申込書に、当該広告に関する営業許可書等その事業の認可を示す証書等、広告掲載の可否を決定する上で必要と認める書類を添付させることができるものとする。

（広告掲載の決定）

- 第 7 条 指定管理者は、第 3 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。
- 2 広告の掲載順位は、原則広告掲載申し込みのあった先着順とする。
 - 3 広告の掲載位置は、ウェスタ川越公共施設ウェブサイトのトップページとし、掲載位置、順序は指定管理者が指定した位置とする。
 - 4 指定管理者は、掲載希望者数が第 4 条に規定する枠数を超えたときは、次に掲げる順位により決定する。なお、この場合において、同順位の掲載希望者については、掲載希望月数の多いものを優先する。
 - (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれに類するもの
 - (2) 公共的性格にある私企業で、市内に事業所等を有するもの
 - (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業又は自営業等

5 前項の規定にかかわらず、掲載希望者数が第4条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿を指定管理者が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿及びデータ制作は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告主が広告データ制作を行うことができない場合、指定管理者に依頼することができる。この場合、広告主に対して広告制作料を別途求めることができる。

(広告内容等の変更)

第9条 指定管理者は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブサイト内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの経路を経ることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) 広告主、広告の内容又はリンク先ウェブサイトの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

(5) その他、ウエスタ川越公共施設ウェブサイトへの広告掲載が適切でないと指定管理者が判断したとき

(6) 広告主のウェブサイトが閉鎖されたとき

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主は自己の都合により、ウエスタ川越公共施設ウェブサイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により指定管理者に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納入済月額の内額とする。
- 3 第 1 項の規定により返還する広告掲載料に利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第 13 条 広告掲載期間内に指定管理者の都合でウェスタ川越公共施設ウェブサイトを開鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、指定管理者が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長を行わない。

(広告主の責務)

第 14 条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、指定管理者に対して保障するものとする。
- 3 第三者から、広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は指定管理者が別に定める。

附 則

この要綱は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表

<p>広告の規格</p>	<p>(件数) 11 枠 (大きさ) 縦 65 ピクセル×横 170 ピクセル (形式) JPG、PNG、GIF (アニメーション不可) (容量) 30 キロバイト以下 (代替テキスト) 30 文字以内 (広告主の企業・団体名等の正式名称を除く) (画像の枠) 背景が白の場合、線幅 2 ピクセル以下の枠を付ける (影は不可)</p>
<p>掲載条件</p>	<p>次の表現を含んだ広告は利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン (2) アラートマーク (警戒表示) (3) ラジオボタン (選択できるようにみえるもの) (4) テキストボックス (入力できるように見えるもの) (5) プルダウンメニュー (下に選択肢があるように見えるもの) <p>利用者がウエスタ川越公共施設の事業と錯誤しやすい表現などを用いないものとする。</p> <p>広告のデザイン及び色彩等は、ウエスタ川越公共施設ウェブサイトのイメージを損なわないものとする。文字やイラストの解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。</p>
<p>広告掲載料</p>	<p>1 か月 5,500 円～ (税込み・原則一括前納・返金不可)</p> <p>広告掲載料を改定する場合があります、改定した場合は一か月前に告知する。</p>
<p>掲載期間</p>	<p>1 か月～12 か月</p> <p>掲載は広告掲載料の支払い、広告データの審査が完了してからとする。</p>
<p>掲載場所</p>	<p>ウエスタ川越ウェブサイト、トップページのバナー広告枠内</p>